

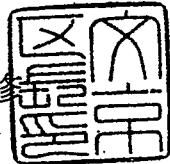


30文總総第880号  
平成30年11月12日

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山忠明様



文京区長 成澤廣修



平成30年度諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）第8条第2項第6号の規定により、下記のとおり諮問する。

### 記

#### 1 諒問事項

被災者生活再建支援システム導入に伴う個人情報の本人以外収集について

#### 2 諒問の趣旨

平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部が改正され、区市町村に対し、罹災証明書の遅滞なき発行及び被災者台帳の作成が義務付けられたことなどを受け、災害発生時における被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、「被災者生活再建支援システム」を導入する。

当該システムは、住民基本台帳による住民情報及び固定資産台帳による家屋情報を活用し、建物被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳作成等、被災者の生活再建支援に必要な業務を管理するものである。また、平常時から住民情報及び家屋情報を当該システムに取り込むことにより、災害が発生した時には、効率的に建物被害認定調査を実施し、迅速に罹災証明書を発行するなど、遅滞なく被災者の援護が実施できるようにする。

このうち、家屋情報については、東京都が保有している個人情報であるため、東京都から個人情報の提供を受ける必要がある。

本件は、個人情報を本人以外のものから収集することになるため、文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項第6号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集することについて貴審議会のご意見をお伺いする。